

## 世羅町マイナンバーカードタクシー事業構築及び保守業務 仕様書

### 1. 業務名

世羅町マイナンバーカードタクシー事業構築及び保守業務(以下「本業務」という。)

### 2. 業務目的

広島県世羅町(以下「町」という。)では、高齢者や障害のある方が地域で生活することを支援するために外出支援事業として発行する町内の公共交通機関及びタクシー等で利用できる「せらたすきー券」及び町内全域を運行するデマンド型タクシーの「せらまちタクシー利用券」のDX化により、公共交通利用時の利便性向上と交通事業者の負担軽減及び行政事務の効率化を進めることで、持続可能な公共交通の確立を図るとともに、高齢者等を中心とした交通弱者でも、住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境を整備する。

### 3. 業務内容

本業務では、次の業務を実施する。

#### (1) 世羅町外出支援事業電子化システム導入業務

高齢者や障害のある方が町内の公共交通機関及びタクシー等で利用できる「せらたすきー券」電子化システムの構築及び導入。

#### (2) 世羅町デマンド交通利用券電子化システム導入業務

町内全域を運行するデマンド型タクシーの「せらまちタクシー利用券」電子化システムの構築及び導入。

#### (3) (1)と(2)に係るシステム導入・運用計画策定支援

#### (4) 住民向けアンケートの策定(アンケート項目の策定支援、集計結果の分析)

#### (5) 各種手続のサポート(カード AP 搭載システム 導入手続ほか)

#### (6) 構築及び導入後の運用及び保守業務

### 4. 履行期間

(1) 構築及び導入業務期間 : 契約日の翌日から令和7年12月31日まで

(2) 運用及び保守業務期間 : 令和8年1月1日から令和10年3月31日まで

なお、(2)に係る業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約とする。

### 5. システム調達範囲

「機能要件」に定義された仕様を満たすシステム構築を行う。システム構築に係る調達範囲は、本システム利用をする際に、必要となるシステム資産や委託作業を含めるものとする。ソフトウェアについては、利用者が問題なく利用できるよう、必要となるソフトウェアライセンスや、その他の仕様許諾を得る事とする。

## 6. 機能要件

本業務における機能要件は以下のとおりとする。なお、下記以外に、本システムの運用に必要な機能や環境設定がある場合は、それらも当該要件に含める。

### (1) システム全体

- ・ せらたすきー券及びせらまちタクシー利用券を、マイナンバーカードを基盤とした電子化を実現するためのシステム構築を行う。
- ・ せらたすきー券及びせらまちタクシー利用券については、個別に利用金額の管理を行うことを可能とする。

### (2) カード AP 搭載システム

地方公共団体情報システム機構が提供しているサービスが利用できるように必要な手続を行うシステムを構築すること。

### (3) 利用登録システム

- ・ マイナンバーカードを活用した電子的かつ厳格な本人確認を行うことができる登録用システムを構築すること。
- ・ マイナンバーカード AP 内に、サービス利用に必要な情報を書き込むことができる機能を有すること。
- ・ マイナンバーカード紛失、資格停止などをした場合を想定して、再登録の機能を有すること。

### (4) 端末システム

- ・ 交通事業者、ドライバー、初乗り運賃などの情報設定及び運賃の割引額の算出など精算システムの構築を行うこと。
- ・ マイナンバーカードの IC チップ内の情報を読み込み、利用資格確認ができる機能を有すること。
- ・ 利用者の利用金額を把握できる機能を有すること。
- ・ 端末内に保持した利用情報を交通事業者の事務所などインターネット回線が接続できる場所において、サービスサーバへ利用情報をアップロードすることができる機能を有すること。

### (5) 精算システム

- ・ サービスサーバに保持されている利用情報を閲覧することができる機能を有すること。
- ・ 交通事業者側の精算システムでは、各事業者の利用情報のみが閲覧できること。
- ・ 利用情報の検索を行い、検索結果の情報を抽出できる機能を有すること。
- ・ 事業者ごとに請求書が作成できること。

### (6) サーバの構築

- ・ 本システムを構築する際に、必要なサーバの構築を行うこと。なお、クラウドでの構築を前提とする。

#### (7) その他

- ・ 理解しやすい画面構成、直感的な操作性に配慮するとともに、常に安定した動作を保証するシステムであること。
- ・ 事務の効率化を図るため、操作者が与えられた権限の範囲内で、情報を検索、抽出し、CSV 形式等でデータをダウンロードすることにより、データを加工する等の二次利用が可能な機能を有すること。
- ・ 公的個人認証システムにデータ連携ができること。
- ・ 定期券として利用する機能を有すること。
- ・ マイナンバーカードを利用した交通系電子化システムの構築及び運用について、1自治体以上での実績があり、少なくとも3年以上の運用の実績があるシステムであること。

#### 7. セキュリティ要件

本システムの構築・運用に際しては、町の「情報セキュリティポリシー基本方針」など情報取扱い関連規定等を遵守し、万全の対策を講じること。

#### 8. 個人情報保護・データ保護

本システムが保有するデータは、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)の対象であり、物理的セキュリティ、技術的セキュリティ、人的セキュリティにおいて万全の対策を講じること。

#### 9. システム利用環境

- (1) 「カード AP 搭載システム」は、地方公共団体情報システム機構が提供しているサービスであり、庁内の事務処理用端末(LGWAN 接続)を用いて利用する。端末は、町において用意したものを利用すること。
- (2) 「利用登録システム」は、本業務において、新規に開発するシステムであり、庁内の事務処理用端末(LGWAN 端末)を用いて利用できること。端末は、町にて用意したものを利用すること。
- (3) 「精算システム」は、本業務において、新規に開発するシステムであり、庁内及び交通事業者等のインターネット接続端末を用いて利用できること。端末は、それぞれ町、交通事業者が用意したものを利用すること。
- (4) 「端末システム」は、本業務において、新規に開発するシステムであり、タブレット端末若しくはスマートフォン端末(以下「タブレット端末等」という。)を用いて利用できること。
- (5) クラウド上で必要なサーバリソースを確保すること。システム開発、運用期間におけるクラウドサーバの利用に関する費用については、本業務の範囲内とする。

#### 10. 端末等機器

- (1) 町が用意する庁内事務処理用端末(LGWAN 端末)及びインターネット端末、交通事業者が使用するインターネット端末については、別途協議の上決定する。
- (2) 以下の仕様を満たすタブレット端末等を受注者にて調達すること。
  - ・ システムが安定稼働する十分なスペックを持つこと。また、システムを稼働するための機能を全

て有していること。

- ・ 利用端末総数は、車載用端末 46 台とする。

#### 11. 操作研修

町職員及び交通事業者向けの研修をシステムの運用に支障が出ないように、事業開始前に実施すること。また、必要な資料及び操作マニュアルを用意すること。

(1) 町職員に対し、以下のシステムに関する研修を実施する。

- ・ カード AP 搭載システム
- ・ 利用登録システム
- ・ 精算システム
- ・ 端末システム

(2) 交通事業者に対し、精算・車内での操作の十分な操作研修を実施する。研修実施回数については、タクシー会社1社につき1回の操作研修とする。

- ・ 精算システム
- ・ 端末システム

#### 12. 住民向けアンケート

利用者に対して、意識調査、ニーズの把握など、町公共交通に関する基礎データを収集するとともに、本業務、及び公共交通の見直し、あるいは新たな交通サービスの導入にあたり、根拠となるデータを収集・分析すること。

#### 13. 保守、補償及び運用支援

本仕様書の内容に基づき、必要なサーバの保守を行うこと。また、利用支援を次のとおり実施すること。

(1) 町及び交通事業者を対象としたサポート窓口を整備すること。

(2) 対応時間は、おおむね平日午前9時から午後5時までとする。

(3) 緊急事態が発生した場合には、前号の時間外にも対応可能とすること。

(4) 電話又はメールでの問合せ対応を行うこと。

(5) 導入後においても、端末操作、保守、修理等の技術的相談に応じ、アフターサービスを継続的に行うこと。

(6) 保守・運用支援・障害対応の担当者・連絡先等を記載した体制図を作成し、町へ提出すること。

変更があった場合には体制図を修正し、速やかに町へ提出すること。

(7) サーバ障害の際には、復旧のための体制をとり、適切な時間内に復旧すること。

#### 14. その他

契約の履行にあたり、町より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び事業運営上の一切の情報及び個人情報等を第三者に開示・漏えいしないこと。ただし、開示を受け、又は知得した際、既に公知となっている情報はこの限りでない。また、目的物の納入後、別途合意した期間内に目的物に

瑕疵が発見され、遅滞なく通知した場合、代替品の納入、代金の減額、瑕疵の補修又は瑕疵の補修に要する費用の負担を行うとともに、これとあわせて当該瑕疵により町が被った損害を賠償する。

#### 15. 成果物

本業務の成果物は以下のとおりとする。

- (1) 設計書
- (2) 打ち合わせ記録簿
- (3) 操作マニュアル
- (4) 利用端末

#### 16. 業務遂行上の注意・留意事項

- (1) 不具合及び疑問が生じた際の対応を行うこと。
- (2) マイナンバーカードを活用した類似業務の実績があることを条件とする。
- (3) 物品の調達、事業企画、支援まで一体で提供が可能であることを条件とする。
- (4) 実施項目の具体的な進め方については、実施前に協議すること。
- (5) やむを得ない事情により計画変更が発生又は発生が予測される場合は、あらかじめ町と協議すること。また、必要に応じて計画変更申請書を提出すること。
- (6) 業務委託における資料、根拠等はすべて明確にしておくこと。
- (7) 本仕様書に記載のない内容については、その都度、別途町と協議の上、決定すること。